

○共済掛金引下げ措置の対象組合等数

1. 積立比率別の農業共済団体数（平成24年度末）

積立比率	共済団体数		
		うち 連合会等	うち 組合等
2以上	38 (16.0%)	4 (8.5%)	34 (17.9%)
1.5以上2未満	16 (6.8%)	1 (2.1%)	15 (7.9%)
1.25以上1.5未満	7 (3.0%)	0 (0.0%)	7 (3.7%)
1以上1.25未満	6 (2.5%)	0 (0.0%)	6 (3.2%)
0以上1未満	132 (55.7%)	34 (72.3%)	98 (51.6%)
0未満（繰越不足金）	38 (16.0%)	8 (17.0%)	30 (15.8%)
合計	237 (100.0%)	47 (100.0%)	190 (100.0%)

（注1）積立比率とは、法定準拠水準に対する積立金の比率である。

（注2）積立金には、団体の独自財源による部分は含まない。

（注3）共済団体数は、平成26年度当初ベースである（引受のない団体を除く）。

2. 積立比率別及びカット率別の農業共済団体数

料 率 カ ット	積立比率	カット率別共済団体数						
		合計	<0.1	<0.2 0.1≤	<0.3 0.2≤	<0.4 0.3≤	<0.5 0.4≤	0.5
対 象	2以上	38	0	0	3	2	7	26
	1.5以上2未満	16	1	11	3	1	—	—
	1.25以上1.5未満	7	7	0	0	—	—	—
非 対 象	1以上1.25未満	6	—	—	—	—	—	—
	0以上1未満	132	—	—	—	—	—	—
	0未満(繰越不足金)	38	—	—	—	—	—	—

(参考) カット対象団体数 61 (全体の25.7%)

(注1) 積立比率とは、法定準拠水準に対する積立金の比率である。

(注2) 共済団体数は、平成26年度当初ベースである(引受のない団体を除く)。

(注3) 共済団体ごとの保有責任に対応する部分の料率に上記のカット率を適用する。